

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市霊園（墓地）の使用権の承継	
根拠条例等・条項	堺市霊園条例（以下「条例」）第12条及び第20条	
所 管 課	建設局 公園緑地部 泉ヶ丘公園事務所（霊園・霊堂）	
審 査 基 準	<p>1. 墓地の使用権の承継が譲渡、又は他人の使用にあたらぬか。</p> <p>2. 堺市霊園使用承継申請書に前使用者の使用許可証、承継原因を証明する書類、印鑑登録証明書、その他市長が必要と認める書類に手数料500円を添えて申請しているか。 （条例第12条及び20条、同条例施行規則第8条）</p> <p>3. その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益にならず、又はなるおそれがないと認められるか。 （条例第6条第2項）</p>	
標準処理期間	標準処理期間	3週間
	標準処理期間を設定できない理由	